



# いわない 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字清住258  
☎ 0135-62-1011  
FAX 0135-62-3465  
メールアドレス  
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



エアボード（ニセコいわない国際スキー場）



2010. 2  
No. 107

---

第4回定例会報告 平成21年度補正予算他 …………… 2P～3P

---

5会派の議員による一般質問 企業誘致について他 …… 4P～15P

---

# 定例会報告

平成二十一年度各会計補正予算等を審議する第四回定例会は、十二月七日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。  
十二月十四日に再開し、各会派の代表である五名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、十二月十八日閉会しました。

## 審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

### 《予算》

○平成二十一年度一般会計補正予算  
職員手当約千八百八十八万円、下水道事業会計補助金約九百七十九万円を減額補正しました。

○平成二十一年度国民健康保険特別会計補正予算  
職員手当約五十七万円減額、国庫支出金超過交付返納金約千八万円追加補正しました。

○平成二十一年度介護保険特別会計補正予算  
保険事業勘定では職員手当約三十九万円、介護サービス事業勘定では約百五十一万円を減額補正しました。

○平成二十一年度水道事業会計補正予算  
職員給与費等約三百八十七万円を減額補正しました。

○平成二十一年度下水道事業会計補正予算  
職員給与費等約千二百十三万円を減額補正しました。

### 《人事》

○岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意  
森嶋洋氏の推薦に同意しました。

### 《条例改正》

○岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定  
大浜団地建替事業による大浜集会所の新設に伴い、条例を改正しました。

### 《その他》

○岩内・寿都地方消防組合規約の変更  
関係町村が支出する負担金割合の変更の協議について議決しました。

○北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の増減  
合併に伴う地方自治体の数の増減の協議について議決しました。

○北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減  
合併に伴う地方自治体の数の増減の協議について議決しました。

○後志広域圏振興協議会の廃止  
後志広域圏振興協議会の廃止の協議について議決しました。

## 遠隔診断画像

## ネットワークシステム デモンストレーション

平成二十二年一月十九日、本年度導入を予定している遠隔診断画像ネットワークシステムのデモンストレーションが行われました。



## 審議した意見書

○新・北海道石炭じん肺第三陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書

○非核三原則の早期法制化を求める意見書

○さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

○新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

○平成二十二年戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書

○住民税控除の縮小・廃止に関する意見書

○地方交付税の増額・制度の拡充に関する意見書

○後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書

○障害者自立支援法の廃止と新法制定に関する意見書

## 第六十二回岩内町成人式にて

○保育所の最低基準の厳守と保育施策の拡充に関する意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。



# 一 般 質 問

12月14日、15日、5名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

## 企業誘致はどのように進めるのか

### 下 田 陽 一 議員（新政クラブ）



#### ■ 質 問 ■

これまで地域経済を支えてきた産業基盤は、デフレ不況下で大きく揺らぎ、企業の設備投資が控えられ、地方の経済に深刻な影響を与えており、基盤整備が急務となっております。

岩内町は今年度新たな岩内町総合計画を策定し、企業立地の推進に向けて準備を進めているものと思われることから、次の点について伺います。

一、町としてどのような方針で企業誘致を進めているのか。

二、企業立地促進法に基づく「基本計画」の策定について、その取り組み状況はどのようになっているのか。

三、土地分譲の形態とあわせ、土地貸付制度などの検討について。

#### ■ 町 長 ■

一、海洋深層水や農水産物などの地域資源を有し、電源地域としての立地企業への支援制度など、岩内町の優位性・独自性をアピールした誘致活動を進めています。さらに町内外の企業や関係者と連携しての情報収集、地域内企業のフォローアップや企業立地環境の整備を進めております。

二、現在、特色ある地域資源や電源地域の優位性を活かした「基本計画」策定に向け、岩宇四町村・北海道が事務レベル段階で、作業を進めております。

三、基本的には工業団地は売却の方針で進めていますが、他工業団地の状況や企業の動向を把握するとともに、土地貸付制度を導入した場合の効果や影響を含め、検討いたします。



# 多目的な陸上蓄養施設で

## 深層水の利活用を

### ■質問■

深層水が本格取水されて五年が経過し、漁業・農業、水産加工を始め多くの食品分野に幅広く利用され、地場産業の振興に貢献している事業です。

岩内郡漁業協同組合では市場内の洗浄やさけなどの鮮魚の品質保持、うこの出荷時の保冷などに深層水が利用されていますが、大和埠頭にある既存の水中養魚施設は利用頻度が低く、深層水が無駄に放出されている状況にあります。

今後において、出荷調整用の蓄養施設や浅海資源の増養殖事業を推進するためにも、多目的な陸上蓄養施設の建設を早期に検討されるべきと思いますが、その施策について。

### ■町長■

深層水による漁業振興として、水中養魚施設での魚貝類の蓄養に取り組んでいます。想定した状況に至らず、再検討が必要と認識しています。

その対策として、陸上蓄養施設の整備が考えられ、新たな総合計画でも、出荷体制の充実として、この施設の検討を位置づけしています。

陸上蓄養施設に関しては、漁業の環境の変化や、五年間の深層水利用の結果から、新たな実施計画を構築することが必要と考え、整備場所、表層水の併用、先進地の事例などの情報収集を進めており、今後関係者との協議・検討を行っていく予定です。

施設整備においては、深層水による漁業振興を、課題等の整理の中で漁業者とともに明らかにし、それに沿った整備の



具体化を進めることが重要です。それにより漁業者と情報と目的の共有化が図られ、漁業者に必要で、効率的な施設整備につながるかと考えています。

### ■質問■

一、地場産業サポートセンターの加工実験室を食品製造企業の試作品開発や技術研究をより効果的かつ衛生的に行える場としてさらに整備し、食品衛生法に関わる施設基準を満たしていくことや、加工製造機械の性能を向上させることなどの活用策が必要と考えますが、この点についてどのような認識を持っているのですか。

二、加工実験室を利用して、町内の食と健康に関心を持った一般消費者や団体の方々に深層水を使った料理や食品作りを体験してもらおうと、深層水に対する理解を深め、サポートセンターにおける深層水の分水や産業支援の役割についての認識の向上を図ってはどうか。

### ■町長■

一、食品製造企業の試作品開発や技術研究にとつての加工実験室の利用・信頼性の向上が期待され、技術支援の充実に図る意味からも意義があることから、食品衛生法のそうざい製造業に関わる施設基準の達成と営業許可の取得に向けた取り組みを進めて参ります。

また、低温除湿乾燥機の性能向上をはじめとして、深層水も利用した試作品開発や技術研究をより効果的かつ衛生的に行える場として、加工実験室の整備・機能充実に努めて参りたいと考えております。

二、深層水を使った料理や食品作りを体験できる講習会等の実施に向けて、その内容や規模、事業による効果等の検証、さらには、食に関する各団体からの助言や他の事

# 地場産業サポートセンターで

## 食品作りを

例も踏まえながら、検討を進めて参ります。

# 国の政策の見直し、予算の執行停止

## などによる本町への影響

### および平成二十二年度予算編成について

齊藤 雅子 議員（公明党）

#### ■質問■

一、国は平成二十一年度予算および同年度第一次補正予算によって自治体が進めてきた施策、事業について財源問題で執行に支障のないよう、万全の対策を講じ、果たすべき最低限の責任を厳しく自覚すべきであると思

います。平成二十一年度当初および第一次補正予算の廃止や削減など、予算の執行停止によって本町で議決された事業や現在実施中、計画中の事業、今後予算化が見込まれた事業で停止されるもの、縮小・中止されるもの等その影響についてお示し下さい。

二、平成二十二年度予算編成で行政刷新会議による事業仕分けの作業がはじまるや「はじめに結

論ありき」とばかりに廃止・削減を決めていく乱暴な手法に、各関係者から反対の声が上がりました。

地方関係予算の地方交付税や農道整備、下水道関連等の事業が、いとも簡単に見直し・廃止の判定を受け、無駄排除が地方切り捨てと同義である

三、新政権の掲げる子ども手当は何が何でも実現すべき田玉政策として、財源の確保のため必死になつて事業仕分けを

中学生以下のお子さんがある家庭は収入がアップする様に思いますが税制改正も同時にされ、配偶者控除や扶養控除が廃止、住民税や所得税も増

税になり、わずかな年金でぎりぎりの生活の高齢者世帯等では、大変な打撃です。子ども手当が地方にも

負担を求められた場合、その負担割合を現行の児童手当の国・道・町の負担割合と同じと仮定した場合、町の負担はいくら

ほか、地域活性化・公共投資臨時交付金等も一部が執行停止とされましたが、現時点での影響額は不明です。

二、事業仕分けは、政策の透明性の確保という点で評価しますが、対象事業の選定や基準、地方への配慮など、課題や不安も多いと感じます。特に、地方交付税を対象にしたことは疑問に思います。

三、児童手当に準じて平成二十二年度分を試算すると、対象者は約千七百人、手当支給総額は約二億六千五百万円、町の負担額は約七千四百万円となります。



## 携帯電話・ネットのいじめ

### 防止対策について

#### ■質問■

一、携帯電話などのインターネット機能を使って特定の相手を誹謗、中傷する「ネット上のいじめ」が深刻化しています。

全国Webカウンセリング協議会によると、二〇〇八年のネットいじめの相談が前年比六・七倍の約六千七百件、道内は前年比八倍の約二百五十件で、携帯電話によるいじめ相談が急増してあります。

北海道教育委員会は、携帯電話による犯罪被害やネットいじめが深刻化していることから、携帯電話の学校持ち込みを原則禁止とする方針を決定し、本年二月に学校に通知しました。

本町の小中学校における携帯電話やネットいじめの現状と、携帯電話の原則持ち込み禁止の実態はどの様になっておりますか、お尋ねいたします。

二、携帯電話やネットいじめから子どもを守る

フィルタリングの普及についてですが、これは有害なウェブ情報へのアクセスを自動的に遮断することができる技術手段で、本年から青少年インターネット環境整備法が施行され、携帯電話事業者には原則フィルタリングサービスが義務づけられています。

教育現場からも保護者の皆さんに、フィルタリングの普及啓発の徹底が大切と思いますが、どの様な取り組みをされているのか、お伺いいたします。

#### ■教育長■

一、小中学校では、道徳や総合的な学習の時間等の授業で指導しており、保護者へも家庭内ルールをつくるなど、子どもとの話し合いの中で利用に関心を持つようお願い

いをしています。しかし、携帯電話によるインターネット上での不適切な書き込みがあり、事実確認のうえ、指導解決している事案がありました。

このことから、さらに小中学校と連携を図りながら、指導の徹底を推進し、早期発見・早期対応・早期解決に努めてまいります。

また、携帯電話の学校への持ち込みは、全面禁止が一校で、四校は原則禁止で特に理由がある場合に限り認めており、持ち込んだ場合は、担任の教諭が預かり管理しています。



二、「ネット上のいじめ」等から子どもたちを守るためにも効果があり、法律も整備されたところですが。しかし、利用は保護者の判断に委ねられているのが現状です。

学校での取り組みとしては、学級活動での指導や保護者に対しては学級懇談会等で話をしたり、プリント配布により啓発をしているところです。フィルタリングは有効かつ必要あるものと認識しておりますので、小中学校と連携し、今後さらに多くの保護者の方に理解していただくよう努めてまいります。

## 生涯を通じて女性の健康を支援する「女性の生涯健康手帳」の導入について

### ■質問■

一、昨年の厚生労働省の調査では各世代で多くの女性が健康に不安を抱えていると答えております。

女性の社会進出が進んでいくことが予測される中、女性の健康をトータル的な視野でサポートし、女性の身体的な特徴を理解し、女性が気をつけたい症状や病気を早期に発見するためには、日常的に健康管理ができるような機会が必要であり、特に若い世代からの意識啓発が必要と思えます。

そこで女性の健康についての意識啓発の必要性についてどの様にお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

二、女性は特に思春期、妊娠、出産、更年期など生涯にわたってホルモンバランスが大きく変わ

てまいります。

女性特有の疾病の情報、知識を得ることができれば、安全な出産や疾病の予防に対応することができるとは思いません。

今回、日本産科婦人科学会等が女性の健康手帳を発行していることを知りました。

この手帳は、かかりつけの医療機関、健康診断、基礎体温、月経、受診の記録等が記入できるようになっており、女性を知りたい健康の常識などの情報で構成されています。

この手帳を成人式や母子健康手帳交付時等に配布している自治体もあります。

今、十代・二十代の女性に感染症の広がりが多く、いざ結婚、妊娠、出産という時に色々な問題が生じています。私は特に若い年代から

の意識啓発が必要であると思えますので、中学校の卒業式に女子に配布するなど、本町でも、この女性の生涯健康手帳を配布していただきたいと思

います。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

### ■町長■

一、女性の体は妊娠、出産、育児とそれぞれライフステージが変化していくことに伴い、女性ホルモンの影響もあり、自律神経失調症など様々な症状が発生することも少なくありません。

こうしたことから、岩内保健所では、平成二十年十月から毎月、女性固有の心身の悩みや思春期の性感染症など幅広い健康上の相談を受け付けている、女性の健康サポートセンターを開設しています。

本町としては、女性特有の疾病の予防や早期発見という観点から、乳がん・子宮がん検診に合わせた健康相談などを実施しており、女性の健康

について意識の高揚を図ることは、大変重要なことと考えています。

二、日本産科婦人科学会などが作成した女性の生涯健康手帳は、五年間の健康診断記録のほか、女性が知っておきたい健康の常識や予防方法などが記載されており、女性にとっては有用なものであると考えています。

しかし、現在、がん検診の受診者や健康相談を受けられた四十歳以上の方々に、町が交付しています健康手帳は、紛失や検診時に持参しないなど、活用されているとは言い難い現状が見受けられます。

従いまして、関係機関とも十分協議をし、若い世代から健康意識を高める取り組みとなるよう、配布の時期及びその手法などを含め検討してまいります。

# 財政運営について

## 三浦 富彦 議員（町政クラブ）



### ■質問■

今年度、景気の低迷から自主財源の増収が困難と予測され、また新政権における地方交付税の明確な方針が示されていない中で、財政状況と、今後の財政運営について伺います。

一、これまでの財政運営の取り組みの効果を、今後はどの様に生かしてゆく考えなのか伺います。

二、これまで財政健全化に向けて財政運営に取組みまれてきましたが、就任時期と現時点の起債残高および基金残高について伺います。

三、今後の起債発行、公債費、起債残高の目標と、それに関連する事業について伺います。

四、財政の健全化について、一般会計と特別会計を合わせた町全体の財政の健全化に向けて取組みられており、これまでに一般会計から特別会計への繰入れにより、特別会計の是正を計っておりますが、今後どのように考えの進めてゆくのか伺います。

町長

一、中長期的な懸案課題に備えるため、財政調整基金や繰越金として財源の留保を図っており、今後の消防デジタル設備やごみ焼却場、町営住宅、総合庁舎等の整備において計画的に活用します。

二、一般会計の起債残高は、平成十五年度末の約百五十三億一千万円から、平成二十年度末の約百二十四億二千万円となり、約二十八億九千万円の大幅な減です。基金残高は、約十八億八千万円から約十四億二千万円となり、約四億六千万円の減です。

三、起債の発行は、今後に栄団地建て替えや学校耐震化等を予定していますが、基本的に五億円前後の規模を維持します。起債残高の目標は百億円であり、約三年後には達成の見込みです。

四、財政健全化法の施行に伴い、特別会計の健全経営が極めて重要となり、今後も、一般会計による計画的な支援が必要です。

町政クラブ

町政クラブ

町政クラブ

## 町営住宅の跡地利用

### について

### ■質問■

昭和二十九年の大火以来、災害復旧住宅をはじめとする数多くの町営住宅が建設され、町民の住居としての役割を果たしてまいりました。

しかし、それら住宅の老朽化が進み、施設の再整備が喫緊の課題として取り上げられ、建て替え事業が進められております。

東山地区の大規模建て替え、そして大浜地区と現在建設中の栄地区などの建て替え、そして住み替えの進ちよくや用途廃止に伴い、多くの町営住宅跡地が出現しました。

バランスのとれた岩内町全体の市街地形成にと

つて、これら跡地利用の効率的かつ計画的な施策実行は、今後の岩内町発展とあわせ必要不可欠と考えます。

西側開発および維持の観点から、島野A団地跡地には核施設の建設とともに民間戸建て住宅の意識的な再配置も必要と考えます。

道路整備も含めた町営住宅跡地の利用計画を早急に作成し、都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、発展的な市街地整備に努めるべきと考えますが、今後の展開も含め町長のお考えをお聞かせください。

### ■町長■

町営住宅ストック総合活用計画で平成二十九年までに除却・用途廃止を行う団地は、島野A団地など六百三十二戸、平成三十九年までには五百五十戸の予定です。

町営住宅跡地の民有地は、基本的に地権者に一括返還する予定でありま

す。跡地等は戸建て住宅等の建設推進には有効な土地でありませんが、開発行為等のインフラ整備が改めて必要となります。今後は民有地も含めたインフラ整備の推進と、早期に整備効果が生まれるよう定住促進等の政策展開もあわせて検討する必要がありますので、民間による動向も見極めながら、長期的な視点に立ち、地域において安全・安心して暮らせる生活環境の整備など、良好な都市形成が推進できるよう検討していきます。

# 墓地管理の適正化について

## ■質問■

新たな岩内町総合計画では、現在管理されている二か所の墓地、岩内町墓園、東山墓地、島野墓地について、環境保全や整備を図りながら、これら二か所の実情に即した管理方法を調査検討し、使用者の利便性を考慮した条例整備を進めるとあります。

現在、四千六百基が建立されている各施設の現状を見たとき、岩内町墓園の空き区画にも限りがあります。

昭和二十九年の大火以後、墓地としての位置づけがなされた東山墓地も、時代の流れとともに適正な管理運営という点において、いささかの懸念が感じられる状況にあると考えます。

新規の建立が許されていない中、空き区画の数も相当数に上っています。

## 比較的中心市街地に近

く、利便性に優れている点から、町民の中からも再整備を図り新規の建立にも対応できるような墓地にしてほしいとの要望も数多く寄せられております。

そこで、お伺いいたします。

一、東山墓地の現在の空き区画の数ほどの程度の数量になつてはいるか。

## 二、同墓地の一層の適

正化を図るため条例等の整備を図るとありますが、その内容について。

三、新規建立が可能な墓地運営を行うべきと考えますが、その可能性とタイムスケジュール、また実施上の問題点等があればお知らせください。



## ■町長■

一、現在は約二千七百のお墓があり、使用可能な空き区画数は、約百三十区画です。

二、東山墓地と島野墓地は、個々の条例が整備されておらず、岩内町墓園条例に準拠した中で実務を行っております。

今後、三か所の墓地を一つの条例に統合し整合性を図り、法的位置づけを明確にした上で、適正な管理運営および将来的な整備計画を検討するよう配慮します。

三、東山墓地における新規建立において、古くからあるお墓の隣に新たなお墓を建立する場合、新たなお墓の工事が要因となり、古いお墓が傾く事態が予想されます。

したがって、既設のお墓との間隔を十分にとり、支障の無いよう利用者・工事施工者等と十分な協議が必要と考えられています。

管理の問題点としては、東山墓地一帯は北海

道の埋蔵文化財包蔵地に指定されており、新規建立等の場合でも、文化財保護法に基づく手続きや調査が必要となります。

現在、北海道教育局と協議を重ねていますが、調査結果を踏まえた上で、決定してまいります。

さらに、管理台帳の焼失により確認できませんが、空き区画でも使用許可を受けた人がいることも考えられるため、法律に基づいた立札の設置による広告手続き等を実施する必要があります。これには一定の期間が必要となります。

したがって、現時点において、明確なタイムスケジュールはお示しできない状況ですが、ある程度の方向性が得られた場合、時間的余裕をもって町民の皆さんにお知らせしてまいります。

# 財政健全化について

## 前田直久議員（志政クラブ）



### ■質問■

岩内町は新行革大綱策定以来、地方交付税は右肩上がり、減額されてはいないのであります。

したがって、財政再建団体への転落回避は、借換債のみではなく、毎年度当初予算額を二億円以上、上回る地方交付税の予想外の増額交付があったからであると私は考えます。

そこで伺いたいします。

一、平成十八年度以降の当初予算額と実交付額の差は、どのように解消されたのかお知らせください。

二、この大綱は「二十二年度を最終年度とする計画であり、中長期的な視点から継続な取り組みを進めなければなら

ないものは、期間後も引き続き実施する」と述べていますが、具体的に引き続き実施するものは何ですか。

また、新行革大綱の改定は考えているのかお尋ねをいたします。

### ■町長■

一、地方交付税など一般財源の剰余額は、繰越金等として財源留保しつつ、土地開発公社の精算や特別会計の赤字補てん等に活用しています。

二、新行革大綱の改定は、今後、十年以内に予定の大規模事業を見込んだ中で、町全体の収支見直しを十分に検討し、判断しなければなりません。行政の効率化や今後の財政運営が決して楽観視できる状況にないこと等を勘案すると、各公共

施設の管理運営方法など、これまで進めてきた行政改革の取り組みは、なお継続しなければならぬと考えています。



## 合併問題について

### ■質問■

平成の合併の目的は、国の財政再建であり、合併しなければ地方交付税が遞減し、自治体としての存立がでなくなるといふムチを使い、一方で合併したら地方交付税の特例措置と特例債の許可というアメを与えると言ったものでした。上岡町長、

そして当時の二人の副町長のトップ三名は、基礎自治体のあり方は国の出先機関たることを理解し地方自治体の本旨を理解していかないのではと疑わざるを得ないものであります。

そこで、これまでの論議を踏まえて、次の点についてお尋ねをいたします。

一、合併が新法期限内に実現しない以上、行政基盤の強化が図られなくなりませんが、代替策をお持ちですか。

二、第二十九次地方制度調査会の答申内容と町民への情報提供はどうか。

三、基礎自治体のあり方が明確になれば、岩宇の合併が推進されると考えていたようでありますが、その根拠は何だったのですか。

四、今後の合併をどう進めるのか。

五、後志町村広域連合への参加は検討されませんか。

### ■町長■

一、町では、行政全般にわたる事務事業の見直しや施設の管理運営方法の見直しなど、財政の安定確保を図りながら、行政課題の解決に努めてきており、こうした取り組みを進めていくことが合併の協議を進める上での条件が整うことと考えています。

二、第二十九次地方制度調査会の答申は三点にわたりまとめられております。

一点目は、市町村合併をはじめとした基礎自治体の現状です。

合併後、三年から四年で効果的な行政運営が、効果として現れているとの検証になっていますが、住民の声が届きにくくなるなどの課題もあるとされております。

二点目は、これからの基礎自治体のあり方です。

## 協働のまちづくりについて

市町村合併のほか、共同処理方式による広域連携や都道府県による補完など、市町村が最も適した仕組みを選択できるようにしています。

また、地域活性化策を活用した基礎自治体としての役割を果たすことが求められているとされています。

三点目は、今後の対応方策です。

市町村合併は、相当程度進ちよくしたとの評価になり、新合併特例法は延長しないとしています。しかし、合併は、行財政基盤強化の手法の一つとしては有効であると示され、自主的な合併を進めるためには、新たな特例法を定めることや広域連携による共同処理が活用できる仕組みづくりが必要だとされています。

三、第二十九次地方制度調査会の答申において、人口一万人未満の基礎自治体のあり方が具体的に示されれば、将来の岩宇地域の自治につい

て協議を進める糸口を見出せると考えたものです。

四、自治体を取り巻く状況や基礎自治体としての責任を考慮した場合、合併問題は重要な行政課題であり、今後も議論の場の醸成のため、粘り強く取り組んでいく考えです。

五、種々の懸念を払拭するには、まだ、一定の期間が必要であると判断しており、広域連合の運営状況を見定めながら検討すべきものと考えています。

### ■質問■

協働のまちづくりとは住民の行政決定過程への参加でありますから、行政がビジョンや方針を決定し、実施段階で住民に参加を求めることは、住民にとって、共通した目的や期待する効果の共有化がなされず、結果的には住民や住民団体による「行政の下請け化」ということになり、協働関係への姿勢は見られなくなるものです。

一、町長はこのような観点から、どのように協働のまちづくりを進めようとしているのか具体的にお願いします。

二、役場庁舎の建設に関して、プランニングの段階から住民の意見を求めるべきと考えますがいかがですか。

三、木田金次郎美術館の冬季閉館については、

協働のまちづくりの観点からは、共通した目的や効果の共有化がなされないで、条例を改正すべきと考えますが、見解を求めます。

### ■町長■

一、町民と町が信頼関係を築くため、情報の公開、広報・広聴活動の充実を図り、町民に係わる町の方向性やまちづくりの計画などを進める時は、企画立案の段階から町民の参加をいたさなくては、協働のまちづくりとなるものと考えています。

二、役場庁舎建設等検討会では、たたき台となる素案を作成する検討作業を行っており、今後、町民懇談会やパブリックコメントにより意見・提言を聴取するなど、実施前の素案段階でも、町民との情報共有を十分に図

りながら、来年の秋頃までには基本的な方針を取りまとめたいと考えています。

### ■教育長■

三、冬季休館は、平成十八年三月に策定された新行政改革大綱に基づき、効率的な維持運営を図るため、改正条例附則により平成十九年度の冬季から当分の間休館することとしました。

しかし、指定管理者であるNPO法人岩内美術振興協会を中心に、関係協力団体や多くの町民の皆様のご協力とご支援により冬季閉館を行っていません。

美術館は、地域芸術の拠点施設であるとともに、観光面を中心として経済効果が期待できる施設でもあります。これまで建設から運営まで多くの町民が深く関わり、特色ある美術館であることが内外に評価を得ているものと考えております。

しかし、入館者数は引き続き減少傾向にあり、また施設の老朽化に伴う費用の増加も考え合わせますと、条例改正時点からの大きな状況の変化がないことから、現時点では条例の改正等については至ってはいないものです。



# 商店街の活性化について

## 本堂 秀利 議員（日本共産党議員団）



### ■質問■

商店街の活性化対策として、昨年度より軽トラック市の開催に取り組んでいます。

二回目となる今年九月の軽トラック市では、地元の実子店、共和・糸市・仁木・島牧からも出店があるなど、徐々にではあります内容も充実してきています。

町としてこの取り組みを支援することは大事ですが、この事業をどういう形で発展させ、活性化につなげていくのかという視点が重要だと考えます。今後の展望についてお伺いします。

### ■町長■

本町の商店街は、都市部や隣接する郊外型商業施設への購買力の流出等により、集客力の低下や空洞化が進み、空き店舗

が増加するなど、依然として厳しい状況が続いています。

このような中、商店街に賑わいを創出し、その賑わいを商店街の活性化につなげることを目的に、軽トラック市が開催されています。

町としては、民間の発意により生まれたこの事業を支援することは、商店街を活性化する上で重要な施策であり、大きな効果があると考えています。

今後は、出店者や各種り会等で構成される実行委員会、これまでの開催状況を踏まえた種々の検討が行われ、北海道を代表する岩内町独自の恒例行事となるよう期待しています。

## 道の駅周辺の整備について

### ■質問■

道の駅たら丸館については、他町村のように物産販売を目的としない施設ということ、利用者が不満に感じています。

新たな岩内町総合計画では、たら丸市場との連動を含め情報の発信拠点施設としての整備が求められるとしています。

そのたら丸市場は、現在四店舗となり、市場としての体をなしていない現状です。観光バスが止まっても、たら丸市場に人が流れていません。

道の駅、マリンパーク、たら丸市場等の配置のアンバランスは、初めて来る観光客を落胆させています。

一、道の駅をたら丸市場内に移設するといったことが考えられないのかどうかお伺いします。

二、たら丸市場や道の駅周辺の街路灯の中には、腐食が激しく、落下の危険性があるものがあり、早急に整備すべきではないですか。

三、たら丸市場内で犬を放し飼いにする等の行為があり、不衛生だとの声が付近の住民から寄せられています。対策を求めます。

### ■町長■

一、たら丸市場内への道の駅移設については、町の将来の観光需要や道の駅の集客効果、観光客のニーズに応じた受け入れ体制の再整備、さらには町全体の観光振興等も見据えた判断が必要と認識していることから、たら丸市場のみならず商店街との連動も含めた中で、情報発信拠点としての本来の機能を有した道の駅周辺の再構築を図ってまいります。

二、たら丸市場の街路灯については、早急に点検し安全対策を講じ、景観への配慮もしながら、適正な維持管理に努めます。

## 高齢化社会に対応する住民福祉について

### ■質問■

一、肺炎球菌ワクチンの普及助成について。日本人の死因の四位が肺炎であり、高齢者を中心に年間八万人が亡くなっています。

①本町での高齢者の死因は、また、その中で肺炎によるものの割合は。

②肺炎などの罹患の現状は。

③対策はどうしているか。長野県波田町では三年

前から肺炎球菌ワクチン接種の公費助成として、七十五歳以上に二千万円の助成を行い、その結果、七十五〜七十九歳の肺炎入院患者が三分の一に減少し、ベッドに空きが出ること、重症患者を断らなくても済むようになりました。

肺炎での入院減で医療費は約二千六百万円減少、町がワクチン助成にかけた費用は約百六十万円で、費用対効果も現れています。

⑥肺炎球菌ワクチン接種にかかる費用はどの程度か。

⑦本町でワクチンの接種はどうなっているか。

⑧管内では二町が肺炎球菌ワクチン公費助成を実施。町でも取り組むべきではないですか。

## 二、公衆浴場確保のための助成について。

〇八年第四回定例会で公衆浴場の確保対策を求めました。

町長は、「大切な施設。検討していきたい」と答弁しています。

①浴場経営者などと話し合い、現状の把握と原因の洗い出しを進めると答えましたが、結果はどうか。また、公衆浴場確保対策のためどう検討したか。具体的に実施されたものはあるか。

浴場経営者からは施設維持の経費を何とかして欲しいとの要望があり、利用する地域住民にとって欠かせない施設です。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」について伺います。

②施行通知の目的・内容はどのようなものか。

③第六条「助成など」についての配慮」の内容は。

④特別措置に基づき窮地に陥っている経営者や銭湯利用者のための助成の方策を具体化するべきではないか。

## 三、地域住民の足となる循環バスの運行を。

高齢者福祉の充実では、健康で安全安心な生活環境として、移送・給食・除雪・緊急通報システムなど各種サービスの

充実をあげています。

①町が行っている移送サービスのどのようなものがあるか。

②年間利用者の人数など状況はどうか。

高齢者で移動が困難な住民は、タクシーを利用して病院等に出かけており、市内から遠い地域住民には大きな負担です。

③役場前や協会病院玄関前などに停留所を持つ町内循環バスの運行を考えるべきではないか。

④循環バスを運行するにあたっての障害は。

⑤近隣町村では、二丁目町内循環バス、俱知安町ではまちなか循環バスの実証運行がされています。

こうした取り組みなどを参考に、高齢化社会に対応する住民福祉施策を打ち出すべきと思います。が、答弁を求めます。

## ■町長■

一、①平成十八年度の本町の高齢者の死因について高い順に、一位は悪性新生物、二位は心疾患、三位は脳血管疾患、四位は肺炎で、肺炎が単一疾病として死因となった割合は、約五%です。

②肺炎は、年齢と共に免疫力が低下し、細菌やウイルスによる感染、さらには誤って食べ物や飲み物を気管支に入れてしまふ、誤えん等によって起こりやすくなるというわれ、高齢者の方は若い方に比べて、咳や痰、発熱といった病状が出にくく、発見が遅れることで合併症へと症状が重篤化することもあることから、早めの受診と治療が必要であると認識しています。

③基本的に健康管理は町民の皆様方、自らが疾病にかからないようにご注意していただきたいものと考えていますが、町としては、これまで町民の皆さんに対し健康診査、各種のがん検診、インフルエンザ予防接種な

どの実施やその費用の一部について助成をしています。

④高齢者のインフルエンザワクチン接種の接種率は、平成二十年度は約六割です。

⑤肺炎球菌のワクチン接種に特定した試算資料は持ち合わせていないですが、肺炎が流行した場合における医療費への影響額は、季節性インフルエンザと概ね同程度、月当たり約二千万円から三千万円になるものと推計されます。

⑥接種費用は、一回六千円から八千円程度です。

⑦本町における肺炎球菌ワクチンの接種状況は、「予防接種法」に基づく定期予防接種と認定されていないため、町内医療機関におけるデータ収集が把握できない状況です。

⑧肺炎球菌ワクチンの公費助成について、現在、予防接種は国がワクチンの安全性、有効性、安定した供給等を前提に「予防接種法」の中で、定期

予防接種と定めるものです。

本町としては、国の保健医療制度および北海道の対応なども勘案し、検討課題と考えています。

二、①これまで固定資産税および都市計画税の減免措置、水道料金および下水道使用料の減免措置を実施してきましたが、今後の浴場経営に関し、実情把握、事業計画などについて直接経営者の方々からお話を伺う段階には未だ至っていないことから、本年度中には、現況も含め具体的にお話を伺います。

ただ結果的には、一日平均百五十人余りが利用される老人福祉センターの無料入浴サービス事業や温泉供給事業が浴場経営に極めて大きな影響を与えており、将来的にはこうした施策との整合性も念頭に公衆浴場の確保について検討を要するものと考えています。

②この法律の目的・内容は、公衆浴場の重要性とその確保について、国・

地方公共団体そして経営者がそれぞれの立場で努力していくことが定められています。

③公衆浴場の確保について必要と認めた場合には、国又は地方公共団体は、助成を含む必要な措置を講ずるよう努めることと定められています。

④町の無料入浴サービス及び温泉事業など多様な施策との関連性を十分勘案し、慎重に検討しなければならぬものと考えています。

三、①町が行っているのは、「車いす移送サービス」と「老人移送サービス」の二つです。

②平成二十年度の年間利用者数は、「車いす移送サービス」が延べ二百二十九人。「老人移送サービス」が延べ三千三百六十九人です。

③循環バスを含め、急速な高齢化社会に対応した町内交通体系の検討の必要性は、十分認識しており、バス事業者等の関係機関と協議を進めていきたいと考えています。

④循環バス運行に係る障害として、民間バス事業者およびタクシー会社との協調関係の維持が課題としてあげられます。

町としては、現在の生活交通路線の堅持が何よりも重要と判断しており、既存路線において、町民のご要望にお応えするよう改善を図っていくことが最優先と考えています。また、町民の足として重要な役割を担っているタクシーとの共存策について、十分に協議を図る必要があるものと考えています。

⑤町民全体の生活利便性向上のためにも、高齢化社会に即した公共交通のあり方を検討していくことは重要と考えています。

## 介護サービス費や後期高齢者医療制度での償還払いについて

### ■質問■

介護保険制度はこれまで三回の改定を経て十年が経過しましたが、高い保険料、利用料の重い負担、サービス施設の不足、実情にそぐわない介護認定、寝たきりを防ぐ予防給付などの内容が整っていない、導入後の改悪による給付の削減と負担重等の問題点があります。

この制度の中で、住宅改修費・福祉用具購入費については、二十万円・十万円を限度にその九割が支給される介護保険サービスがありますが、本町では利用者が全額支払い、あとで九割が戻される償還払いの方法です。

一、利用者が一割を支払い、町が業者に九割を支払う受領委任払い制度にして、利用者の負担軽減を図るべきと思います。が、いかがですか。また、管内の状況は。

### ■質問■

二、後期高齢者医療制度においても償還払いとなっており、受領委任払いに改善されるよう、北海道広域連合への要請をするべきと思いますが、いかがですか。

### ■町長■

一、介護保険制度における居宅介護福祉用具購入費および住宅改修費の支給は、在宅における要介護者・要支援者の心身の状況を勘案し、福祉用具の利用および住宅改修が必要と認められる場合に限り、福祉用具購入は十万円、住宅改修は二十万円を限度とし、その九割を上限に、支給するものです。

現在、福祉用具は購入後、住宅改修は工事等完成后に、一旦利用者から事業者へ全額を支払い、その後、領収書等を添えて役場窓口で申請し、限度の範囲内で支給しています。

受領委任払いについては、支給限度内における購入費および改修費の全額を事業者が支払うのではなく、利用者が自己負担の一分割を事業者が支払い、残り九割を保険者、すなわち町から事業者へ支払うもので、利用者である要介護者・要支援者の費用負担の軽減が図れると考えています。

しかし、一方では事業者への支払いが町の支給決定後となるため、事業者が費用の全額を受領することが遅くなるなどの課題もあります。後志支庁管内では、後志広域連

合および寿都町が実施しています。

町としましては、事業者のご理解とご協力を得ながら、課題等を整理し、実施に向けた検討を進めてまいります。

二、療養費等の支払いは、法律で被保険者が一旦全額負担したあと、北海道後期高齢者広域連合へ自己負担を除き請求し、支給されることと定められています。

## ヒブワクチンの予防接種の実施と助成について

### ■質問■

細菌性髄膜炎の原因とされるインフルエンザ菌b型（ヒブ）と肺炎球菌

にはワクチンが既にあり、世界保健機構はすべての国に対し、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨しています。肺炎球菌の七価ワクチンが世界七十七か国で承

認され、細菌性髄膜炎は過去の病となりました。日本では〇八年にヒブワクチン接種が可能となりましたが、四回接種で約三万円かかり、子育て世代に大きな負担です。

道内では浜頓別町、幌加内町、栗山町でヒブワクチンの助成が始まっています。

一、岩宇四町村での、過去十年、細菌性髄膜炎による罹患者数、後遺症がある患者の人数は。

二、ワクチンを定期接種したアメリカでは、発症が百分の一に激減したといわれています。本町でも感染リスクの高い生後二か月からの乳幼児への公費による定期接種を実施すべきと思いますか、いかがですか。

三、国に対し、肺炎球菌への七価ワクチンの承認と公費による定期接種ができるよう要請すべきではありませんか。

■町長■  
一、岩内保健所管内の資料によると、過去十年間に罹患された方はいません。従いまして、後遺症のある患者もいません。

二、現在、ヒブワクチンは、予防接種法に定める定期予防接種に認定されていないことから、同

法の救済措置の適用対象となっていないません。

公費による予防接種については、国・北海道における動向をも注視し、慎重な判断が必要になると考えています。

三、肺炎球菌の七価ワクチンは本年八月、既に国で承認されています。

## 業務委託した中学校

### 一校の給食について

■質問■  
職員一人の不足で始まった給食調理の業者への委託は、二年が経過しています。

最初の頃は、以前の三割の量、味は濃すぎたり薄すぎたりとの声や、最近では焼きそばが焦げて臭つたということがあったそうです。量については改善されているように思います。次の点について伺います。

一、平成二十一年度の業務委託料千二百四十九千円の内訳について。

また、公費による予防接種は、国が、ワクチンの安全性、有効性、安定した供給などを前提に、定期予防接種に認定されるもので、現時点においては、国の保健医療制度に準拠した対応が、安全に対する最良の選択肢であると考えています。

七、教育の一環としての学校給食ですが、業務委託している場合の教育的取り組みはどのようにしているか。

二、調理に従事している八名の待遇について。

三、残菜が特に多かったときの量と原因は。

四、栄養士の役割と具体的作業について。

五、調理業務を委託している中での地元食材を使った給食の今後のやり方について。

六、生徒や先生の給食への声が反映されるようにどのように取り組んでいるか。

三、ご飯が十五kgとおかず等が八kg、合せて二十三kgの場合もありました。原因は、和食の煮物であったことから、生徒の食が進まなかったと思われるか。

四、栄養摂取のバランスを考慮し、各品目のカロリー等を計算して月ごとのメニューを作成し、受託者と栄養士及び教育委員会担当者で、月に一度開催される献立会議で栄養士による献立方法や品目の処理等について説明等を行っています。また、保健所の担当者と同じく、保健所の担当者と同行し不定期に給食室に入り、調理業務の点検を実施しています。

五、食材を提供した各関係団体のご協力により、本年度は小中学校全校で実施し、好評を得たところですが。

六、調理された給食は、学校長の検査を経て、クラスに配膳され、生徒は担任の指導のもとで一緒に食べ、その中で意見や感想等が話されており、内容は担任より学校給食担当教諭へ伝えられ、その後栄養士に報告されており。

七、学校給食の目的や方針は変わらず、学校には給食担当教諭がおり、調理従事者とも十分な連携を図っております。

また、各学期ごとに、各小中学校の給食担当教諭、栄養士、教育委員会担当職員が一同に会し、学校給食担当者会議を開催し、より良い給食に向けて協議をしております。

今後においても、学校給食の重要性を強く認識し、衛生面、栄養面、安全等に配慮しながら、適正な学校給食の提供に努めてまいります。

# 議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の  
防災無線でお知らせします。  
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を  
記入するだけです。



## 編集後記

「議会だより百七号」をお届けいたします。第四回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会議務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議事事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

スキー場取材の日は、あまりの寒さに、カメラが故障してしまい大慌て。そんな中でも、子どもたちは元気にスキーを楽しんでいました。子どもは雪の子ですね。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡してください。

(議会運営委員会)